

平成30年9月12日

## 訪問介護（生活援助中心）を規定回数以上位置付けた場合の取り扱い

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」の一部改正に伴い、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、平成30年10月以降に作成する居宅サービス計画について、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心）を位置付けた居宅介護支援専門員は、保険者へその居宅サービス計画を届け出ることが必要となりました。

## 1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
規定回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助を行う場合の回数は含みません。

## 2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、規定回数以上の訪問介護（生活援助中心）を位置付けた居宅サービス計画（軽微な変更は除く）に利用者の同意を得て交付した翌月末までに届け出てください。

## 3 提出書類

- ①厚生労働大臣が定める回数以上に訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の届出書
- ②居宅サービス計画（第1～7表）の写し  
※居宅サービス計画書（第1表）は、利用者の同意署名等があるもの  
※居宅介護支援経過（第5表）は、訪問介護（生活援助中心）の必要性が記載されているページのみ提出してください。
- ③アセスメント表の写し
- ④訪問介護計画書の写し

## 4 留意事項

- ・居宅サービス計画作成にあたっては、居宅介護支援及び訪問介護に係る基準省令を順守してください。
- ・届出なくサービス利用をした場合、またはサービス利用に妥当性がないと判断された場合は、保険給付の対象にならない場合があります。
- ・ご提出いただいた居宅サービス計画は、地域ケア会議において検証を行う場合があります。